

令和2年6月3日(水) 14:00～
恵庭市民会館 3階 中ホール

令和2年度 第1回第5期恵庭市総合計画審議会

次 第

1. 委嘱状の交付
2. 市長挨拶
3. 自己紹介
4. 恵庭市総合計画審議会条例について
5. 会長及び副会長の選出について
6. 第5期恵庭市総合計画について(諮問)
7. 議事
策定方針(案)について【資料1・資料2】
8. その他

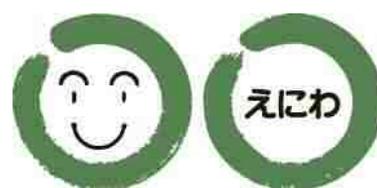
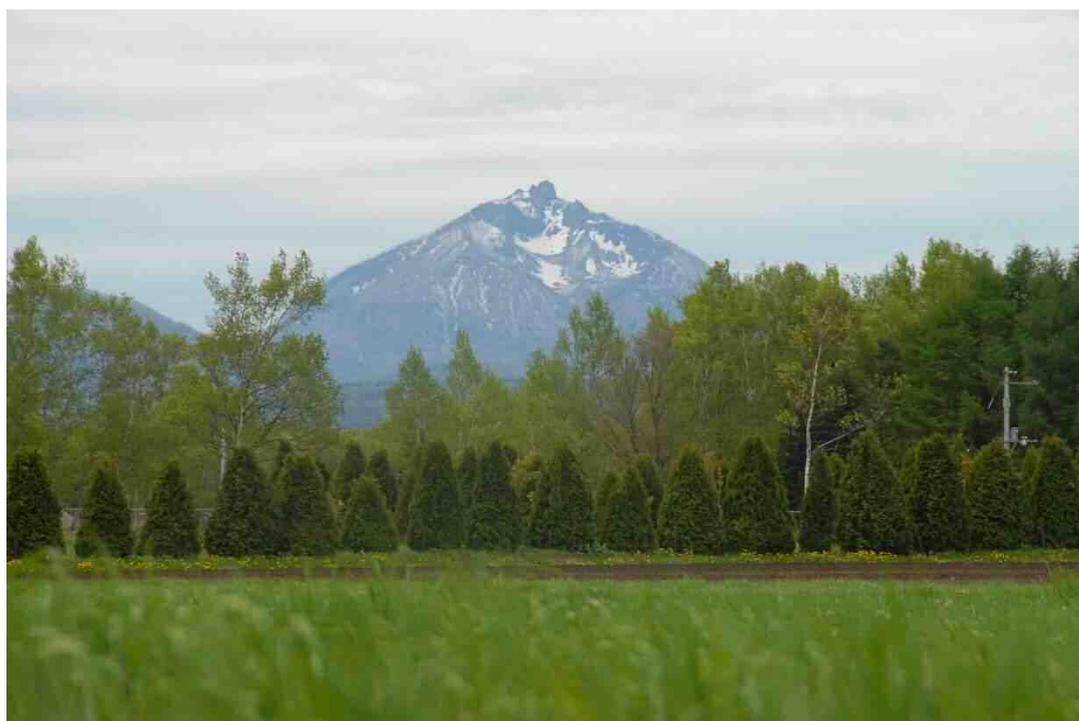
【資料 1】

第1回総合計画審議会

令和2年6月3日

第5期恵庭市総合計画 後期基本計画 策定方針（案）

2021-2025



令和2年4月

目 次

1. 総合計画の位置付け	P 1
2. 総合計画の構成と計画期間	P2
3. 後期基本計画策定の考え方	P3
4. 総合計画策定体制図	P5
5. 庁内推進体制	P6
6. 総合計画審議会	P7
7. 市議会（総務文教常任委員会）	P7
8. 市民参加による計画づくり	P8
9. 策定スケジュール（予定）	P9

1. 総合計画の位置付け

恵庭市は、地域全体の総合的發展を計画的に進めるための計画、いわゆる「総合計画」の策定について、第4期総合計画までは地方自治法第2条第4項に基づき策定してきました。

平成23年に施行された第1次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）により、総合計画は策定の義務付けが廃止されたことを受け、本市では平成25年10月17日付条例第30号として制定した「恵庭市まちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」という。）」により、基本構想をはじめとする総合計画を策定することとしました。

恵庭市まちづくり基本条例

（総合計画）

第21条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」といいます。）を定めます。

2 市は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければなりません。

3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、関係する情報の提供に努めるとともに、広く市民の参加を求めるものとします。

4 市は、総合計画で定めた目標の達成状況など進捗状況を管理し、市民に分かりやすく公表しなければなりません。

5 市は、財政計画など個別の計画を策定するときは、総合計画との整合性を確保するよう努めなければなりません。

【 総合計画の役割 】

総合計画は、恵庭市の今後の行政活動全般にわたる目標とその手段を明示しており、よりよい“まちづくり”を総合的かつ計画的に推進するための市政の基本方針としての役割と性格を持つもので、市のすべての計画の基本となる「最上位計画」と位置づけられています。

また、市民に対しては、これからのまちづくりの基本的方向とその実現のための各分野の施策等を明らかにするものであるとともに、市民と行政とが協働・連携してまちづくりを推進するための共通の指針となるものです。

- 行政活動全般に亘る目標とその手法を明示するもの
- 市内外へまちづくりの方針を示すもの
- まちづくりにおける行政、市民、各種団体、企業等の役割分担を提示するもの
- 行政内部での施策形成及び調整と実行のマニュアルとなるもの

2. 総合計画の構成と計画期間

恵庭市の総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成されています。

- ① **基本構想** …恵庭市の目指す都市像を明らかにし、実現のための基本方向を示します。
(総合計画の目的、協働の方針、めざすまちの姿、まちづくりの目標、施策の体系等)
- ② **基本計画** …まちづくりの基本方向を実現するため、具体的な施策の基本方針を示します。
*計画期間を前期5年・後期5年とし、期間中の諸情勢の変化や施策の推進状況により見直しすることで、より実効性を持つ基本計画となります。
- ③ **実施計画** …基本計画で示された施策を、計画的かつ効率的に実施するための工程を明らかにします。
*基本計画にならい、第1次(3年)、第2次(2年)、第3次(3年)、第4次(2年)の期間で設定します。
*計画の進行管理と事業の評価を毎年行うことで、計画の効率的な実施を目指します。



< 参 考 >

恵庭市総合計画の計画期間

計画の構成	期 間	基本構想	基本計画	実施計画
恵庭市総合開発計画	S48～S60	12年	10年	3年
第2期恵庭市総合計画	S61～H 7	10年	10年	3-3-4年
第3期恵庭市総合計画	H 8～H17	10年	10年	3-3-4年
第4期恵庭市総合計画	H18～H27	10年	5-5年	3-2-3-2年
第5期恵庭市総合計画	H28～R7	10年	5-5年	3-2-3-2年

※基本計画の期間：第3期までは期間を10年として策定していましたが、社会経済的変動の要因が多く、10年もの将来を見通した計画づくりが難しくなったことから、第4期からは計画の実効性を確保することを目的とし、5年毎に前期と後期に分けて策定しています。

3. 後期基本計画策定の考え方

(1) 検証

後期基本計画については、第5期総合計画の基本構想で定めた施策体系を基本とし、前期基本計画及び第2次実施計画を検証し、後期基本計画及び第3次実施計画を策定します。

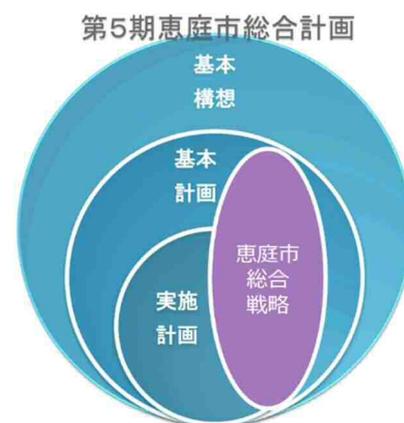
- ① 前期基本計画及び第2次実施計画の検証
- ② 後期基本計画の策定
- ③ 第3次実施計画の策定

(2) 第2期総合戦略との整合性

基本計画及び実施計画における人口減少や少子高齢化等を踏まえた問題については、恵庭市第2期総合戦略において定めた基本目標及び横断的な取組みを進めるべき重点施策と整合性を図るものとします。

(3) 新たな情勢変化の反映

社会情勢の変化に伴い新たに生じた計画や考え方（SDGs、Society5.0、国土強靱化計画等）について整理します。



【第5期総合計画 施策体系】

～将来都市像～ 花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ

基本構想における基本目標（5つ）及び細分化した目標（24項目）

- I. 市民による市民のためのまち
 1. 様々な担い手によるまちづくり
 2. 時代のニーズに沿った変革
 3. とともに学びともに知る情報

- II. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち
 4. 災害に強い地域防災力
 5. 支えあう消防救急体制
 6. 安全安心の日常生活
 7. 助け合いのちを大切にするまち
 8. 夢と健康を育むまち
 9. 持続可能な地域医療・介護体制

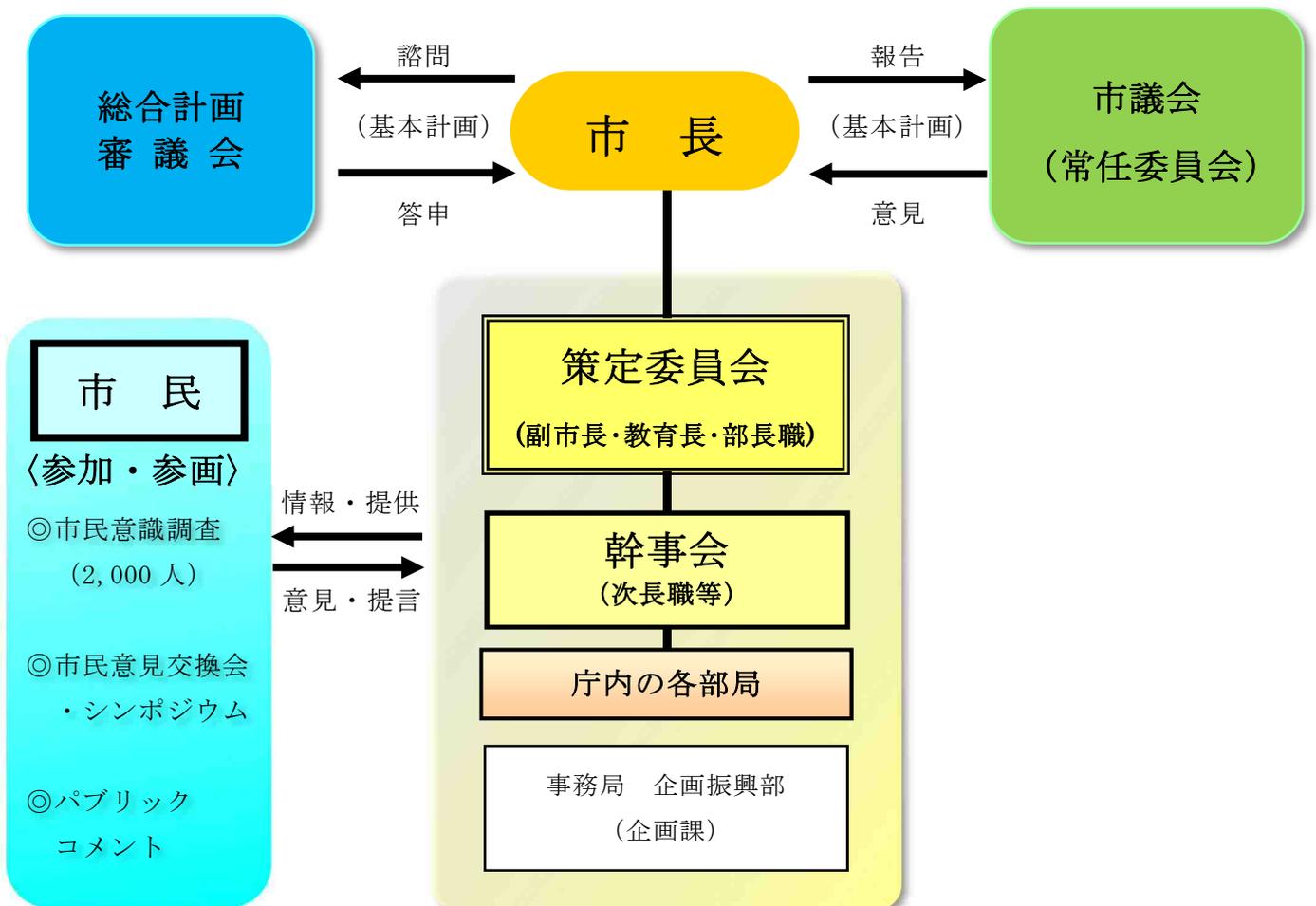
- III. 希望と活力に満ちたまち
 10. いきいきと働きやすいまち
 11. 恵まれた土地を生かした農林業
 12. 暮らしを支える商業
 13. 来ていたいまち 住んでみたいまち

- IV. 人が育ち文化育むまち
 14. 地域で育む子育て環境
 15. 心豊かな思いやりをもった子どもの育成
 16. 子どもの自立成長を促す学校教育
 17. 手を取り合い創造性を育む文化芸術

- V. 地域資源・都市基盤を活かすまち
 18. 地域の特性を活かしたコンパクトなまちづくり
 19. 水と緑豊かな生活空間づくり
 20. 安全で円滑な地域交通
 21. 安定した水供給と持続的な下水処理
 22. 住み続けたくなるまちづくり 住まいづくり
 23. ごみの減量と適正な処理
 24. 次世代へつなげる環境

4. 総合計画策定体制図

総合計画策定体制



5. 庁内推進体制

総合計画の策定にあたっては、庁内に「策定委員会」及び「幹事会」を設置し、策定方針の作成及び前期基本計画等の検証、後期基本計画等の素案を作成します。

(1) 策定委員会

委員長に「副市長」を、副委員長に「教育長」を、委員を「部長職」で構成する総合計画策定委員会を組織し、幹事会がとりまとめた前期基本計画等の検証、後期基本計画等の素案を審議し、市長に報告します。

(2) 幹事会

会長に「企画振興部次長」を、副会長に「総務部次長（総務担当）」を、委員を「次長職等」で構成する幹事会を組織し、担当課及び事務局が作成する総合計画の前期基本計画等の検証、および後期基本計画等の素案を審議するとともに、行政各部の重点施策との調整を行い、策定委員会に報告します。

(3) 担当課

総合計画の基礎資料となる事業調書等の作成、ヒアリング等を通し、素案作成に当たるものとします。

なお、事務局は必要があると認めた場合、関係者の出席を求めて担当者会議を開催し、意見又は説明を聞くことができるものとします。

(4) 事務局体制

総合計画策定に係る全般の調整及び庶務については、企画振興部企画課が当たるものとします。



6. 総合計画審議会

(1) 審議会への諮問

市長が、後期基本計画の策定について、総合計画審議会条例第1条（昭和46年条例第11号。以下「審議会条例」という。）の規定に基づき設置する「恵庭市総合計画審議会（以下、「審議会」という。）」に諮問し、その答申を得るものとします。

(2) 審議会委員の委嘱

市長は、審議会の委員として13名（審議会条例第3条 任期2年）及び、臨時委員（条例第4条 任期は特別な事項に関する審議が終了したとき解任される）として若干名を委嘱します。なお、臨時委員については一般公募を行います。

また、恵庭市審議会等委員への女性の登用推進要綱に基づき、女性委員の割合が高くなるよう努めます。

7. 市議会（総務文教常任委員会）

後期基本計画の素案は、総務文教常任委員会において中間報告、最終報告するものとします。

報告は、令和2年10月の第3回定例会において委員会に中間報告を行い、12月の第4回定例会において委員会に最終報告する予定としています。

基本構想の変更を伴う場合には、定例会に議案として提出する予定としています。

8. 市民参加による計画づくり

少子高齢化が進む中で、私たちの周りの生活は大きく変わってきています。そして新たな地域の課題が生じてきており、もはや「行政」だけで解決するのは難しくなっているのが現状です。様々な地域課題を解決するには「行政」と「市民」がお互いに協力し合って、「協働」のまちづくりを進めることが大切なことから、恵庭市では平成25年に「まちづくり基本条例」を策定しました。

第5期総合計画の基本構想は、今後10年を見据えたまちの将来像等について、幅広い市民の参加・参画が得られるよう、計画策定段階から情報提供に努め、市民意識調査やシンポジウム、地域や分野別による意見交換会やワークショップを開催し、市民意見を反映した計画策定を行いました。

後期基本計画の策定においては、令和元年度に実施した市民意識調査の結果を反映させるほか、市民意見交換会やシンポジウムの開催、計画策定過程の情報提供に努め、引き続き、幅広い市民の参加が得られ、市民意見が反映された計画づくりを進めていきます。

※市民参加・参画の取り組み

- (1) 市民意識調査結果の反映 (2,000名対象)
- (2) 総合計画審議会委員への一般公募による参画
- (3) 市民との意見交換会・シンポジウムの開催
- (4) 策定過程の情報提供 (恵庭市ホームページ等を活用)
- (5) パブリックコメントの実施

9. 策定スケジュール（予定）

区分	前期基本計画・第2次 実施計画 【検証】	後期基本計画 【策定】	第3次実施計画 【策定】
R2. 4.20	【常任委員会】後期基本計画策定の考え方（案） 報告		
4.27	【担当課】前期基本計画の検証・後期基本計画策定 事業調書の照会（～5月末）		
5月	【幹事会】策定方針（案） 審議 【策定委員会】策定方針（案） 審議		
6月	【審議会】策定方針（案） 審議、委嘱状交付、諮問 【常任委員会】策定方針（案） 報告		
7月		【担当課】事業調書ヒアリング	
8月～	【幹事会】前期基本計画・第2次実施計画検証、後期基本計画（素案） 審議 【策定委員会】前期基本計画・第2次実施計画検証、後期基本計画（素案） 審議		
9月	【審議会】前期基本計画・第2次実施計画検証、後期基本計画（素案） 審議 ○総合計画・総合戦略シンポジウム、市民意見交換会 開催		
10月	【常任委員会】前期・後期基本計画（素案） 審議状況の中間報告 ○パブリックコメント実施（1カ月程度）		
11月		【幹事会】後期基本計画（案）・第3次実施計画（案） 審議 【策定委員会】後期基本計画（案）・第3次実施計画（案） 審議 【審議会】後期基本計画（案）・第3次実施計画（案） 審議	
12月		【常任委員会】後期基本計画（案）・第3次実施計画（案）最終報告 【審議会】後期基本計画（案） 答申 ○後期基本計画 示達	

後期基本計画策定に向けた検討手法について

(1) 市民意識調査結果の反映

令和元年度に実施した市民意識調査（全49問）の回答を精査し、基本計画に位置付けるべき意見については**別途審議**。

【概要】	目 的：第5期総合計画に基づいた市政に対する市民意識の把握
	実施時期：令和元年9月12日～同年10月21日
	配布数：2,000人（市内在住16歳以上の市民のうち無作為抽出）
	回収数：786票（記入・郵送703票、web回答83票）
	回収率：39.3%

(2) シンポジウム・意見交換会の開催

第5期後期基本計画策定には、市民の方々に丁寧に説明し、幅広く御意見をいただきたく、**シンポジウム及び市民との意見交換会を開催**。

実施時期：9月頃 午後開催

開催概要 ：①総合計画・総合戦略シンポジウム（講演会）	1時間
②総合計画後期基本計画策定 説明	30分
③総合計画ワークショップ	1時間
④グループ発表	30分

(3) 各種計画や社会情勢の反映

前期基本計画策定時から5年が経過し、**新たに策定される計画**について、後期基本計画との整合性を図ります。

また、社会情勢の変化に伴い「SDGs」や「Society5.0」等の**新たな考え方**も生じていますが、総合計画の達成が遅延しては各種取組みの実現に繋がることから、総合計画との関連性を整理します。

○恵庭市総合計画審議会条例

昭和46年6月14日

条例第11号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、恵庭市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、13名とし、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 特別な事項を審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は13名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 国及び道の行政機関並びに公共機関の職員

- 3 臨時委員は、特別な事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を統理し審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月25日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年5月9日条例第15号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 恵庭市都市計画審議会条例（昭和44年条例第20号）は、廃止する。

附 則（平成6年6月27日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第11号）

この条例は、平成10年4月10日から施行する。

○恵庭市総合計画審議会条例施行規則

平成6年7月26日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市総合計画審議会条例（昭和46年条例第11号）第7条の規定に基づき、恵庭市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置くものとする。
- 4 部会長及び副部会長は、各専門部会委員の互選によるものとする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会は、審議会から付託された事項について調査及び審議する。
- 7 専門部会の会議は、部会長が招集し議長となる。
- 8 専門部会は、専門部会の委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 9 部会長は、専門部会の調査審議に係る経過を審議会に報告するものとする。
- 10 専門部会の主な所掌事項は、別に定める。

(意見の陳述)

第3条 会長は、部会長にその所掌する事項につき、必要があるときは他の専門部会に出席して意見を述べることができる。

(市長への答申)

第4条 会長は、調査審議に係る経過を記録し、市長に対する答申又は意見を文書によって行うものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画振興部企画課において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 恵庭市総合開発審議会条例施行規則（昭和46年規則第10号）は、廃止する。

附 則（平成15年4月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月21日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月8日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第14号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。